

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）第23条に定める「みどりの管理団体」に対する支援を行うために必要な事項を定める。

(管理対象地)

第2条 この要綱で対象とする管理対象地（以下「管理地」という。）は、条例第9条に定めるみどりの保全地区、及び条例第16条に定める保存樹林等のうち、本要綱第5条に定める管理協定を締結し管理を行う場所をいう。

(みどりの管理団体の条件)

第3条 みどりの管理団体は、次の各号に掲げる条件を全て満たす団体とする。

- (1) 生物多様性に配慮したみどりの保全、再生を目的とし、活動を行う団体。
- (2) 5名以上から構成され、別表1に定める自然環境に関する資格を有する者を最低一人有する団体。
- (3) 営利を目的とするものでない団体。
- (4) 関係地域の住民と協調して、活動を行うことができると認められる団体。
- (5) 団体の加入資格について不当な制限を課していない団体。
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(支援に該当する活動内容)

第4条 支援の対象とする活動内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、みどりの管理団体の申出により内容を変更することができる。

- (1) 生物多様性に配慮して行う管理地内の樹木等の剪定、除草等
- (2) 管理地内に生息・生育する動植物の保全・管理作業
- (3) 市長が依頼する保全・管理等に関する事項

(みどりの管理協定の締結)

第5条 みどりの管理団体は、支援に該当する活動を行うにあたり、管理対象地を所有し、占有し、又は管理する者（以下、「土地所有者等」という。）と、みどりの管理協定を結ばなければならない。協定書に記載する内容は下記の項目を基本とする。

- (1) みどりの管理協定区域
- (2) 保全管理計画の策定
- (3) 生物多様性への配慮
- (4) 保全管理の報告
- (5) 相互協力
- (6) 有効期間
- (7) 活動内容の変更

(支援の申請及び更新)

第6条 みどりの管理団体として支援を受けようとする団体は、みどりの管理団体(新規・更新)申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合、速やかに審査を行い、前条の条件に適合すると認めるときは、登録を決定し、みどりの管理団体登録及び支援決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。

3 継続して支援を受けようとするみどりの管理団体は土地所有者等との協定を締結または更新した上で申請期間終了前又は3月20日までにみどりの管理団体(新規・更新)申請書(第1号様式)により、更新の申請を市長に行わなければならない。

(支援の期間)

第7条 みどりの管理団体に対する支援の期間は1年間とし、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(活動計画)

第8条 みどりの管理団体は、支援申請に際しみどりの管理団体活動計画書(第3号様式)を市長に提出しなければならない

(支援の内容)

第9条 市長は、みどりの管理団体からの申請に基づき消耗品、原材料の購入費への助成を行う。助成額の基準は、次のとおりとする。

(1) 保存樹林内において行うみどりの管理団体が管理に対する助成については、該当の保存樹林所有者に対する奨励補助金と管理に係る費用を比べ安い額を支給し、請求額の上限は年額1万円とする。

(2) みどりの管理団体が行う茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第9条に定めるみどりの保全地区の管理に対する助成については、管理地の面積100平方メートルあたり年額500円とし上限は年額1万円とする。なお、管理地の面積が100平方メートルに満たない場合にあっては、100平方メートルとして計算する。

2 市長は、管理活動について情報提供や助言を行う。

(変更届)

第10条 みどりの管理団体は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにみどりの管理団体変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 管理団体の名称を変更したとき

(2) 管理団体の代表者を変更したとき

(3) 管理地を変更したとき

(4) その他市長が必要と認める変更を行ったとき

(廃止届)

第11条 みどりの管理団体は、第3条の条件を満たさなくなった場合、又は、支援対象となる活動を終了した場合は、速やかにみどりの管理団体廃止届(第5号様式)を市長

に提出しなければならない。

(指導)

第12条 市長は、みどりの管理団体の行う管理手法に改善の余地があると認めた場合、みどりの管理団体に対し指導を行うものとする。

(事故報告)

第13条 みどりの管理団体は、管理地での活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(活動実績報告)

第14条 みどりの管理団体は、各年の期間終了後速やかにみどりの管理団体活動実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議の上、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

- 1 環境カウンセラー (環境省が実施している登録制度)
- 2 樹木医・樹木医補 (一般財団法人 日本緑化センター)
- 3 ビオトープ計画管理士・ビオトープ施工管理士 (公益財団法人 日本生態系協会)
- 4 森林インストラクター (一般社団法人 全国森林レクリエーション協会)
- 5 グリーンセイバー (特定非営利法人 樹木・環境ネットワーク協会)
- 6 公園管理運営士 (一般社団法人 日本公園緑地協会)
- 7 ビオトープアドバイザー (特定非営利活動法人 日本ビオトープ協会)
- 8 環境再生医 (認定特定非営利法人 自然環境復元協会)
- 9 自然再生士 (一般財団法人 日本緑化センター)
- 10 造園施工管理技士 (国家資格 国土交通省)
- 11 造園技能士 (中央職業能力開発協会)
- 12 街路樹剪定士 (一般社団法人 日本造園建設業協会)
- 13 生物多様性又は自然環境保全に関する学識経験
- 14 その他、上記と同等と市長が認める資格

第1号様式（第6条関係）

みどりの管理団体（新規・更新）申請書

年 月 日

（宛て先）茅ヶ崎市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
代表者連絡先
メールアドレス

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第6条の規定による支援について次のとおり申請します。

管理地所在地 茅ヶ崎市

みどりの管理団体名簿（団体の会員名簿を添付することで代用できます。）

住 所	氏 名

有資格者氏名	資格名

※有資格者は資格の証明書の写しを添付してください。学識経験者においては学識経験がわかる書類を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

茅景み 第 号
年 月 日

みどりの管理団体登録及び支援決定通知書

様

茅ヶ崎市長 印

年 月 日付けの支援申請につきましては、要綱第9条第2項
に基づく審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

支援を行います

支援を行いません

貴団体をみどりの管理団体として 登録します。 登録しません。

登録番号	
登録年月日	
団体の名称	
団体代表者の住所	
団体代表者の氏名	
管理地の所在地	
支援の期間	
その他（登録しない理由等）	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意事項)

- 1 みどりの保全管理に当たっては、土地の所有者にみどりの管理団体活動計画書の内容を説明し、理解を得て行ってください。
- 2 みどりの管理団体活動計画に則り作業を進めるとともに、定期的のみどりの管理状況を把握し必要な管理を行い、みどりを良好な状態に保全管理してください。
- 3 みどりの管理団体の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにみどりの管理団体変更届(様式第3号)を提出してください。
- 4 みどりの管理団体への支援期間が満了した後も継続してみどりを管理したい場合は、要綱第6条に基づき、更新の申請を行ってください。
- 5 前各号のほか、みどりの保全管理について疑義が生じた場合は、速やかに茅ヶ崎市に報告してください。

第3号様式(第8条関係)

みどりの管理団体活動計画書

年 月 日

(宛て先) 茅ヶ崎市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
代表者連絡先

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第8条の規定により、みどりの管理団体の活動計画について次のとおり提出します。

管理地の所在地

月 日	活動内容	その他
例 平成29年5月	保存樹林 24-1 下草管理	
平成29年7月	赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区	活動内容は保全計画のとおり

書ききれない場合は、別紙に記入をしてください。

なお、団体作成の計画書がある場合には、別紙として添付することで替えることができます。

第4号様式(第10条関係)

みどりの管理団体変更届

年 月 日

(宛て先) 茅ヶ崎市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
代表者連絡先
メールアドレス

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第10条の規定により、みどりの管理団体の変更について次のとおり届出ます。

変更内容		変 更 前	変 更 後
団体名			
代表者	住 所		
	氏 名		
自然環境に関する 有資格者	氏名	氏名	
		資格	
	氏名	氏名	
		資格	
管理地の所在地			
そ の 他			

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第3条2号の自然環境に関する資格を有する者が変更される場合は、その資格の証明の写しを添付してください。

第5号様式(第11条関係)

みどりの管理団体廃止届

年 月 日

(宛て先) 茅ヶ崎市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
代表者連絡先
メールアドレス

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第11条の規定により、みどりの管理団体の廃止について次のとおり届出ます。

廃止の理由	
管理対象から外れる管理地の所在地	
備考	

第6号様式(第14条関係)

みどりの管理団体活動実績報告書

年 月 日

(宛て先) 茅ヶ崎市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
代表者連絡先
メールアドレス

茅ヶ崎市みどりの管理団体支援に関する要綱第14条の規定により、みどりの管理団体の活動について次のとおり報告します。

活動場所 茅ヶ崎市

月 日	活 動 内 容	そ の 他
例 平成29年5月	保存樹林 24-1 下草管理	
例 平成29年7月	赤羽根字十三区周辺特別緑地 保全地区	活動内容は保全計画のとおり

※書ききれない場合は、別紙に記入をしてください。みどりの管理団体作成の資料があれば添付してください。

別紙

月 日	活動内容	その他

※活動報告に写真等が必要な場合は添付してください。この場合、活動報告書は任意の報告書で構いません。